

## 函館市自治基本条例懇話会（第1回）

平成18年5月16日（火） 18:00～19:30

市本庁舎8階第1会議室

### 総務部長

自治基本条例については、平成13年頃から議会等のご意見や、庁内的にも検討を深める中で、種々検討してきたところである。のちほど横山委員からお話があるが、自治基本条例の名称もいろいろあり、規定の仕方もいろいろタイプがある。そういった他都市の事例等も検討してきたが、この際、職員だけではなく、学識経験者の皆様のいろいろな意見等をいただき、函館市にとって、一番ふさわしい自治基本条例とはどういう形が望ましいのか、その制定にあたって、どういう仕組み、仕掛けをしていくのが望ましいのか、こういったことを含めて概ね1年間で大枠を検討していただきたいと考え、このたび懇話会を設置した。北海道の事例をみても、特に住民投票をどうするかなどのポイントがいくつかあろうかと思うので、そういうところについても十分意見をいただきたいので、短い期間だがよろしく願いたい。

### 行政改革課長

（委員紹介）

### 行政改革課長

（事務局紹介）

### 行政改革課長

会議を進めていくうえで会長を選出したい。会長の候補者については、特に意見がなければ、現在、帯広市さらには稚内市の自治基本条例の策定検討に携わっている横山委員にお願いし、会長代理を大江委員にお願いしたいがどうか。

（異議なし）

### 行政改革課長

第1回目として「自治基本条例と地方自治」について、他都市の検討状況等をあわせ横山会長から説明いただき、今後の進行についてお願いしたい。

### 横山会長

本日は「自治基本条例と地方自治」と題して、他都市の状況等とあわせ説明したい。お手元のレジュメに沿って説明していく。

## A 地方自治体を取りまく環境の変化

### 1 地方財政の悪化

地方財政の状況について述べたい。市町村の数は、市町村合併により、現在1820となり、大幅に減った。それぞれ財政状況は違うが、一般的に言って、ここ数年悪化している。函館市がどれくらいの状況かは把握していないが、2001年度から地方財政計画が縮小してきている中で、交付税が減ってきている。それから過去に行った借金の返済に追われている。

また、自治体も家計と同じく貯金を持っているが、貯金も取り崩してきた。一般的に地方財政は良くない。地方交付税をもらっていない自治体（不交付団体）もあるがそういうところは違う。北海道の泊村は借金の額は少ないし、交付税の削減の影響も何ら受けない。こういう自治体もないわけではないが、例外と考えてよい。このように、地方財政の悪化という問題が、地方自治体を取りまく環境の変化としてある。

### 2 増えてきた高質な自治体政策

そういう中で、もう一方で、非常に高質な自治体政策を展開している自治体が増えてきたというのが、ここ10年くらいの特徴と思う。同一の自治体において、あらゆる領域で高質な自治体政策ということではなく、たとえば児童福祉の面、高齢者福祉の面、交通政策の面など、個別政策の中で非常に高質な政策を実施に移すという自治体はかなり増えてきた。

児童福祉の面では東京都三鷹市が非常に優れた施策を行っている。専業主婦対象の子育て支援センターの草分け的なことをやったところ、だんだん全国に波及してきている。高齢者福祉では東京都武蔵野市が非常に素晴らしいことをやっていて、そういうものを活かしていこうということではほかの自治体も工夫してきている。

昔は国の官僚が発想し、補助金を渡して自治体が事業を行う感じだった。今でも国の優れた発想はあるが、だんだん良い発想がなくなり、むしろ自治体の内発的、高質的な自治体政策により、他の自治体も勉強して施策に活かすということが増えてきている。

### 3 政策評価、情報公開、住民参加などの取り組み

高質な自治体政策の中に、政策評価や情報公開、住民参加などの取り組みがある。これらはだんだん多くの自治体ができるようになり、全国的に進んできている。

### 4 市町村を超えた広域的な取り組みの重要性

市町村を超えた広域的な取り組みもかなり行われてきた。合併というやり方や単独自治体として残って広域的に事業を展開する広域連合などのやり方もある。1単体としての自治体ではなく、いくつかの自治体が連携して事業展開をしていく取り組みがかなり工夫されてきている。おそらくこれからは合併せず自立を選んだ自治体だけではなく、合併した自治体も他の自治体との広域的な取り組みが必要になっ

てくると思う。あるいは、合併した自治体は旧自治体間の軋轢をいかに少なくして全体として発展していく展望を持つかなどの取り組みが必要になってくると思う。そういったさまざまな取り組みがこれから求められてくる。

その意味で、島根県の隠岐の島における病院事業が注目される。数年前まで隠岐には7つの自治体があったが、現在は合併により4つになった。県がこの4つの自治体と広域連合を組んで、病院事業を行っている。総合病院が2箇所があり、それぞれの自治体には診療所がある。県が果たす役割は県立病院の医師、看護師などの人材支援に積極的に関わっていく。さらに、病院と診療所との病診連携システムを県が考案し、診療所の医師は週1、2日は総合病院で診療できるようにして、総合病院の医師は週1、2日診療所に行くなど、1自治体に総合病院がなくてもできるような仕組みをつくった。

病院はどちらかといえば、広域連合の中ではタブーにされてきたが、こういった問題もこれからは考えていかなければならない。さまざまな面で広域的な取り組みが求められてくると思う。経済面でも、これから道南には新幹線がくるが、道南という広い範囲での新幹線を活用したさまざまな観光事業について市町村連携が求められてくるのではないか。

## 5 少子・高齢社会の到来

それぞれの自治体でシミュレーションしていると思うが、急速に高齢化が進んでくる。日本全体で自然減になっている。死亡者の数が出生者の数よりも多い。今までは一部の町村の高齢化だったが、市レベルで高齢化の問題に直面してくる。合計特殊出生率の継続的低下や、少子化という問題もある。これに対して、市町村がどのように取り組んでいくか問われている。

## 6 地方分権と重要な地方交付税の役割

地方交付税については、地方自治体にとってはなくてはならないものである。地方六団体で地方共有税構想を打ち出しているが、一方で、経済財政諮問会議では交付税をもっと減らせると考えている。さらに、総務大臣の竹中さんは竹中懇談会をつくって地方交付税の配分方法の大幅な簡素化を考えている。今後交付税がどのような動きをするか、しっかり見据えていかなければならない。景気が回復し、増税が行われると、交付税財源は一般に増えてくる。景気が回復すると不交付団体が増えてくる。もらわない団体が増えると、もらう団体からすれば少し追い風になる。

そういう意味では、現在は少し追い風なのであるが、ただし、交付税の抑制が強く打ち出されると、大きな問題が出てくる。財政の持つ所得再配分機能の中の地域的な再配分機能、水平的な再配分機能を維持しないと地方自治は成り立たないというのを強く、中央に訴えていくことが、地方六団体に問われている。

## 7 道州制

特区ということだが、昨日発売のクオリティに「道州制特区15の質問に答える」ということで私が書いている。小さく生んで大きく育てるという基盤ができたとは思っている。今回は小さく生んでということでも良かったと思う。道州制特区に関して、研究者によっては、開発道路だけが移譲されたというかもしれないが、今回は開発道路の移譲で済んで良かった。桜田副大臣と北見で議論したが、三桁国道をすべて移譲するような話を副大臣はされていた。しかし、三桁国道をすべて移譲した場合、どのような問題が起こるかを考える必要がある。

まず整備事業であるが、これは本州よりは北海道の方が国の負担割合が高いことは間違いないが、それほど極端な違いがあるわけではない。そこで整備事業について、本州からクレームがくるようなことは少ないと思う。ところが、維持管理について、本州の国道は68%が知事国道で、維持管理の負担はすべて県が行っている。北海道はすべて直轄で国の負担割合が高い。特例を残すといえ、すぐに本州からクレームがくるのではないか。そうすると、早晚見直しとなるのではないか。そういうことを含めて考えた場合、北海道経済全体を考えたとき、早いうちに特例、特に維持管理の部分が見直されたら大変なことになってしまうと思っていた。この分だけで1000億円の事業規模があるのだから。

この間、地域経済の実態調査をした。函館市もそうだと思うが、建設業の皆さんは、全部ではないが、公共事業で食べている。町村になると、マンション建設などありえないので、間違いなく公共事業である。地方に行けば行くほど、奥さんのパートがない、パートひとつでも10倍、15倍の競争率になる。したがって、建設会社も奥さんのパートをあてにした賃金にできない。都会であれば公共事業の受注が減ったので社員の給料も下げようということができる。奥さんがパートにできることもできるが、地方ではできない。4~500万円くらいは出している。これで特例がなくなると地域経済はとんでもないことになる。

北海道は自立のシナリオを着実に描いていかないといけない。口で自立といくら言っても、地域経済が崩壊したら自立もない。自立のシナリオを描くときに道庁に任せきりの話ではない、市町村こそが描いていく必要がある。また、道庁や市町村の職員だけでなく民間の経済団体や市民が考えなくてはならない。今回の道州制特区をみても道庁の一部の担当部署だけがやっている、道職員は北海道全体のビジョンで考えない、行政機関の役割分担論だけである。将来の自立のシナリオをどう描くのか、それを着実に描いていくような努力がこれから求められる。要は北海道の構想力が問われているのである。

## B 地方自治体と政策課題

### 1 大きくなる財政上の制約の中で、近い将来の自分達の姿をどのように描くのか

これは合併する、しないに関わらず求められる。函館市の場合は合併したが、財政上の制約はある。しかも旧町村を抱えているので、そういう中で新函館市の未来はどうあるべきかを描いていかないとならない。

## 2 二兎を追わなければならないー財政再建と住民サービスを落とさない努力を

そのときに二兎を追わなければならない。財政再建をしなければならない、住民サービスを落とさない努力をしなければならない。両立させる工夫が自治体に求められる。財政再建を優先すれば住民サービスを落とさざるを得ない、住民サービスを落とさないようにすれば、財政再建ができないという人もいるが、両方やらなければならない。その工夫ができるかどうか自治体に求められる。その工夫ができたところは非常に優れた自治体といえる。

## 3 地方自治体の自己努力の必要性ー職員数が少し減っても住民サービスを落とさない工夫が必要、本庁職場を中心に仕事の見直しを図る

まさに自治体は職員数を減らさざるを得ない状況にある。一番減らさなくてはならないところは道庁だが、改革は進んでいない。北海道の財政調整基金は7500万円しかない。小さな町村でさえ、2、3億円は持っている。その割に進まない。職員の人件費を2年間は落とし、またもとに戻すということだが、こんなことはできないと思う。道財政の状況を考えると、職員の人件費削減は2年だけで済む話ではない。さらに、職員の給与カットだけでなく、職員数を減らすのも、あるべき道庁との絡み合いの中で考えていかなければならない。どういう道庁を目指すのかということが現状では見えない。

同じようなことは各市町村にも求められる。職員数は減るが、あるべき市役所像はこうだ、函館市はこうなっていく、住民サービスはこのようにして確保するということを考えていかなければならない。特にこれから大事なものは、本庁職場を中心に仕事の見直しを図ること。今までは現業部門を切り落としてきたが、本庁改革は進まないできた。これからは本庁の仕事の見直しを相当しなければならない。

たとえば、介護保険では現在、介護難民が出るほど大変だ。国の介護報酬の決め方にも問題があったが、自治体は一方で保険者としての責任がある。地域包括支援センターについて、自治体が民間に任せるところもあるが、自治体政策の中にしっかりと地域包括支援センターを位置付けていくことが必要になってくる。保健師の役割も大事になる。自治体によってやり方もあるが、本庁職場をどんどん見直す一方で、地域包括支援センターはしっかりと直営でやって、保健師を増やす。もちろん直営でなくてもかまわない。しかし、自治体の政策の中にはしっかりと位置付けることが必要である。このままではケアプランをつくってもらえないという介護難民が出る可能性がある。実際にケアマネージャーが35件担当し、それ以上やると報酬を遡減するというのでやらない。また、予防プラン作成の報酬は1件4000円と安い。ケアマネージャーだけで食べていける状況ではないので、看護師、福祉職の仕事をやりながらケアプラン・予防プラン作成をやっている。そこでプランをつくってもらえない高齢者が出てくる。それに9月以降はケアマネージャーがもつことのできる予防プラン作成は厳しく限定される。自治体がそこにどのように関わっていくかという問題がたくさんある。本庁職場の見直しを図り、場合によっては現場の方を増やすなど、メリハリを含めて考えていかなければならない。ただし、トータルでは職員を減らしていかざるを得ないことは間違いない。

#### 4 国は縦割りでも自治体はできるだけ横割りに

本庁職場で仕事の見直しを図るときに、ひとつの考え方として、国は縦割りでも自治体はできるだけ横割りにするという工夫をしてみてもどうか。自治体の職員は優秀なので、自分の与えられた仕事はすごくこなす。しかし、横の連携はあまり考えられていない。

このような中、帯広市の場合、自治基本条例は、職員を鍛えている。つまり庁内研究会をやっており、まさに横の連携、いろいろな部署の担当者が集まる、そうすると、そういうことだったのかということがいっぱい出てくる。函館市において、基本条例をつくる際には、このような会議も必要だし、来年以降、市民の策定委員会のようなものもできるかもしれないが、同時に庁内にもしっかりした研究会を立ち上げていくことで、横割りが進むのではないか。それが職員の政策能力向上につながり、プラスメリットになる。市民も策定委員会に出たり、ワークショップをやったりする中で、函館市のいろいろなことが見えてくると思う。

帯広市は、パブリックコメントをやっているのだが、なかなか周知されず、多くの市民委員も知らなかった。帯広市は以前から取り組んできたが、市民の策定委員でさえわからないと、一般市民はもっとわからない。帯広市だけの話ではなく、多くの自治体で、たくさんの事柄でこのようなことはあるのではないか。そこから市民にどう理解してもらえるのかの工夫が始まるのだと思う。

自治基本条例にするか、行政基本条例にするか別にして、条例の策定作業の中で、職員も鍛えられるし、市民も鍛えられるし、相互の理解も得られるような効果はあると思う。例えば、福祉と道路事業は、実は密接に関わっている。東京都新宿区でバリアフリーのまちづくりをやっていて、当初土木部主導でできると思っていた。舗道と車道の段差をなくすることに、障害のある方みなさんが賛成してくれると思っていたが、障害者団体と話したところ、視覚障害の方は舗道と車道に段差がなければ、交通事故になってしまうとのことで、障害者団体の中で180度考え方が違うことがわかった。それから障害者団体と何度も話し合って調整し、バリアフリーに取り組んできた。そういうことがこれから求められる。いろいろな場面場面でそういうことが必要になってくるのではないか。国は縦割りだが、自治体は極力横割りにしていく努力をしていけば、仕事の効率化ができ、職員が少し減っても良い仕事ができると思う。

#### 5 歳出の見直しとスクラップアンドビルドの方向性

歳出の見直しは間違いなく必要だが、そのときはビルドも必要である。函館市の場合にはわからないが、道内では財政難といっても、敬老年金事業を行っているところもある。中には、首長が敬老年金だけは各家庭をまわって渡している。高齢化が進んでいない昭和40年代で、高齢者比率5%くらいのときは非常に進歩的な政策であった。現在所得の格差が一番大きいのは高齢者である。大企業の会長、社長も高齢者だし、国民年金4万くらいしかもらっていない方も高齢者。そうしたときにばらまきの敬老年金を支払っても、孫の小遣いに消えるのと、わずかな金額でもありがたいと考える人がいる。高齢化がどんどん進むと、敬老年金の総額はどんど

ん増える。ひとつの提案として、敬老年金をやめる、ただし、敬老年金だけやめてしまうと福祉削減になってしまう。一方、介護保険で利用者負担が重いと考えている人がいる、1割負担が重いため、サービスを使わないという人もいる。そういう低所得者の人には1割負担を3%にするとか、そういうメリハリをつければ良いと思う。そうすると敬老年金をやめて、介護保険の低所得者対策に切り替えたとなると、本当に困っている高齢者は大喜びで、財政的にも桁がひとつ減る。敬老年金は一定の年齢以上の人全員だが、介護保険は65歳以上の人の15%くらいであり、その中の低所得者で、しかも満額使っているわけではないことを考えると、金額的に全然少なく、財政再建にもつながる、本当に困っている高齢者は喜ぶ、そういうことがいろいろな見直しをしていく中で出てくると思う。

## 6 広域連合などの広域的取組の模索

### 7 狭域自治の検討

広域連合は函館市と周辺の自治体との間で事業を共同で行うということである。函館市の場合、合併を行ったわけだから、合併した旧町村との関係が大事になる。函館市内の地区や地域を考えるのが狭域自治で、それぞれの旧町村を考慮する必要が出てくる。

### 8 住民との情報の共有と首長の説明責任

財政が厳しい中で、住民の皆さんに受益者負担を求めることが必ず出てくる、そうしたときに首長の説明責任が求められる。住民の皆さんも自治について詳しくなってきたので、情報をしっかり流して理屈が通れば住民の皆さんは受益者負担に必ずしも反対ではない。一方的に通告され、ある日突然料金が上がったのではだめ。そういう面で住民と情報を共有して、行政が持っている情報をできるだけわかりやすく出すなど、首長の説明責任が求められる。帯広市では、情報の共有、首長の説明責任なども基本条例の中に盛り込むことを検討中である。

### 9 住民と行政の新しい関係の構築—町内会、ボランティア、NPOなど

財政が厳しい中で、行政だけで全てを抱え込むことにはいかなくなってきた。そういうときに、NPO、ボランティア、町内会の皆さんとどのように連携をしていくのか、あるいは、どういう役割を持ってもらうのかを考えなければならない。そのとき、得てして行政は財政難だから安上がりのためにそれらを使うというような考えではうまくいかない。むしろNPO、ボランティア、町内会の自主性や役割を尊重しながら、彼らに仕事をしてもらった方が政策効果が上がると考えていくような、住民と行政の新しい関係の構築も必要になってくると思う。それが小さい単位での地域自治、狭域自治にもつながると思う。地域の中にある介護力をもっと使っていく、地域の教育力を使っていくなどが求められる。

## D 基本条例へ

### 1 地方分権一括法

地方分権一括法が成立し、施行されたのが2000年4月であったが、これは画期的なことであった。地方分権は90年代の後半に盛り上がった。今は国の財政再建の方が強くなって、分権ということばは使われるが、本当に分権かどうか、三位一体はその典型だ。

### 2 自治体のこれまでの施策の成果を踏まえて出てきたのが基本条例—個別条例との関係

分権ということが、ごく当たり前に自治体の職員の間でも、住民の間でも語られるようになってきた。分権という流れの中で、自治体のこれまでの施策の成果を踏まえて出てきたのが基本条例であるといつて良い。政策評価も自治体でかなり行われるようになってきた、情報公開も行われるようになってきた、住民参加などの取り組みも、自治体によって温度差はあるが、行われるようになってきた。児童福祉やさまざまな高度な自治体政策も行われるようになってきた、そしてさまざまな個別の条例が施策展開の中でできてきた。そういう流れの中で出てきたのが、まちづくりの憲法といわれている基本条例であるといつて良いと思う。地方分権の流れがなければ基本条例は出てこないし、自治体がこの間さまざまな施策をやってきた流れの中で基本条例に行き着いてきた。まちづくりという考え方が自治体に浸透し、住民の間にも少しずつ芽生えてきた、そういう中でまちづくりの憲法をつくろうというのが、今の状況ではないかと思う。

### 3 4つのタイプのまちづくり条例—自治基本条例, 行政基本条例, 住民参加条例, 理念条例

まちづくりの条例には4つのタイプがある。自治基本条例, 行政基本条例, 住民参加条例, 理念条例。理念条例は、まちづくりの理念だけを定めた条例, 住民参加条例は住民参加の手続きを定めた条例, 自治基本条例と行政基本条例はまちづくり全体を規定するもので、理念条例や住民参加条例より、もっと強く、より高度な条例。大抵の場合、市長の責務, 市長の役割, 市民の役割, 情報共有, 協働参画, 行政運営などを規定するが、議会の役割, 議会の責務を規定しないのが行政基本条例, 規定するのが自治基本条例。北海道庁は行政基本条例。政治的な問題も入ってくるし、議会対応を当然意識しながらやっていかなければならない、場合によっては議会から猛烈な反発を受けることもある。

いろいろな判断があるが、私は必ずしも自治基本条例でなければならないというこだわりはない。行政基本条例でも十分良いと思っている。最初は70点でも良い。点数が高いのは自治基本条例だが、最初から高い点数を求めなくても良いと。それはその自治体がおかれた状況で考えていくことで良いと。いずれにしても住民参加条例や理念条例ではなくて、自治基本条例か行政基本条例というまちづくり全体を規定するものにした方が良いと思う。



#### 4 条例制定の効果として期待されるもの―一層の施策の効果が期待される、個別条例の整備も期待される

自治体がやってきた施策を反映して基本条例ができると、今度は基本条例ができたことによって、その施策の成果がより一層期待されることになる。基本条例に盛り込んでいるので、より強い意味を持ち、今までやってきたさまざま施策について、より一層の成果が期待される。個別条例が整備されてきたがゆえに基本条例ができてきたといっても良いが、基本条例が整備されれば、新たな個別条例も整備できることになるのではないか。環境関係の条例は基本条例ができてからつくったというところもある。基本条例があるということで市民、行政も常に意識して、基本条例をみて確認することにつながってくる。いずれにしても今まで行ってきた施策の効果について、さらに成果が期待されることにつながる。

#### 5 「作文」条例は無意味

今は、インターネットで至るところの自治基本条例が出てくる。そこで文章だけは立派な自治基本条例が簡単にできる。いろいろなところの条例の良いところだけを集めればできる。策定委員会もいらないし、このような会議もいらぬ、職員2人くらいで立派な条例はできる。しかし、それは何の意味もない。大事なものは策定過程である。

#### 6 大切なものは条例の策定過程―どのような条例にしていくのか、条例に何を盛り込むのか（情報共有、参画・協働、行政運営、市長・議会・市民の役割と責務）、細目の検討（例えば、情報共有の中が情報公開、個人情報保護、情報共有の方法などに分かれる。参画協働の中に住民投票を入れるのかなど）、策定にあたりワークショップや市民検討委員会を重視する、制定までの期間や会議等の回数、庁内研究会と行政の側の意欲

立派な文章でつくった自治基本条例よりは、たとえば、議会とギクシャクしたが、本当に市民の検討委員会（策定委員会）が一生懸命やって、行政側とキャッチボールをして、ワークショップをやって、議会とも議論して、結果として最終的に行政基本条例となっても全然問題ない。作文条例よりもはるかに良い。どのような条例にするのか、条例に何を盛り込むのか、みんなで検討していく。さらに細目の検討もする。たとえば情報共有の中が情報公開、個人情報保護、情報共有の方法などに分かれるが、どのように盛り込んでいったら良いのか。参画協働の中に住民投票という問題をどう考えたら良いのか。住民投票と議会の責務については、議会が一番敏感になる。しかし敏感な問題を最初から議論しないのでは絶対にだめである。最終的には、自治基本条例ではなく、行政基本条例になった場合でも、住民投票、議会の役割や責務も、策定過程においてしっかりと議論することが必要だ。ワークショップもやったら良いと思う。

まちづくりの憲法をつくるわけだから手間と時間がかかる。一般的な審議会や委員会とは性格が違う。そうかといって制定までの期間を定めなければならない、いつまでに仕上げるという目標を定めなければならないが、目標がずれ込んでも良い。

いろいろな議論があつて次回の会議に持ち越すなどはあつても良い。帯広市の経験を申し上げると会議の回数が最初の予定よりも増えている。ワークショップもやった方が良いが、ワークショップですべて片付くものではなく、策定委員会のための参考になるものである。行政側の意欲も求められるので、庁内でしっかりした議論をしていただき、懇話会や、やがてできるであろう策定委員会と並行して議論していただきたい。そのことを通じて職員間の横の連携もできる。

## 7 必要な行政と市民検討委員会等とのキャッチボールー行政から様々な情報提供が必要

帯広市のケースでいうと、行政がいろいろな情報を提供することによって、行政のやっている施策の理解が市民委員の間で深まっていく。市民委員からの提案もある。策定過程の中で市の施策についてアドバイスが出されることもある。

## 8 議会との関係

しっかりと議会のことも策定委員会で議論する必要がある。またこの懇話会でも、できれば議論したい。最終的に「議会の責務」などの取扱いは自治体の判断に任せることになるかもしれないが、議論はしなければならない。住民投票も同じ。タブー視しないで何でも議論する。だからといって自治基本条例にこだわっていない。

## 9 見直し条項を入れるのか

4年後に条例を見直すという項目を一つ入れておくことが良いのではないか。新しい問題が出てきたら4年後に見直し、柔軟に項目を増やすなど。まちづくりの憲法は見直しが変わりと簡単にできるものであつて良いと思う。ただし、見直し条項を入れるか入れないかについても当然、策定委員会で議論しなければならない。

## 10 函館オリジナルを盛り込む重要性ーでは函館オリジナルとは何か

自治基本条例でも行政基本条例でも、函館オリジナルを盛り込むことは重要である。函館市の場合、市町村合併を経験しているので、そういうこともヒントになるのではないか。また、本州と隣接しているとか、青函トンネルで本州とつながっているとか、歴史が古いとか、函館オリジナルは多いのではないか。このような函館オリジナルについては、検討委員会等の中で議論があつて良いと思う。

## 11 オール函館で考える必要性

自治体の個別施策、つまり高齢者福祉政策や教育政策などは議会において、与党、野党で議論をすることになるが、基本条例はまちづくりの憲法として、行政と住民との協働が大事になってくる。したがって個別施策とは違ってできるだけオール函館で考えていくことが必要になってくる。議論はするが最終的にまとめていかなくてはならない。

行政改革課長

ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

丸藤委員

検討を進めるにあたり、参考となる文献などはあるか。

横山会長

インターネットで検索するといろいろな自治体の例が出てくる。ホームページが一番良いのではないか。学者が書いている本もあるが、著者の個性や考え方が強く出過ぎると、それに引きずられるかもしれない。また、理想的な条例の形だけを追求する本もあるようで、これでは自治基本条例のひとつのパッケージができるだけである。基本条例には100%すばらしいという形態はない。委員会で一つひとつの項目をしっかりと議論することが何よりも大事である。

横山会長

庁内研究会はどの程度進んでいるのか。

行政改革課長

関係部局で立ち上げたが、まだ具体的な検討には至っていない。

横山会長

1年間あるので、庁内でも検討してほしい。

行政改革課長

懇話会で協議いただく内容として、函館市における自治基本条例のあり方、策定検討に向けた市民参加のあり方など、大きな視点で検討いただきたいと考えている。そうした検討を踏まえたうえで次の策定委員会等に進めていきたい。

大江委員

根本的な方向性として、私個人としては自治基本条例を是非つくらなくてはならないという動機付けは今の段階ではない。何もない状態で将来つくるかもしれない自治基本条例について何かを検討してほしいのか、あるいは行政側が自治基本条例をつくりたいのであれば、最初に動機付けをある程度説明してもらった方が良い。全国的な流れで他の地方公共団体でもつくっているし、ネガティブなレベルでは財政難の問題、ポジティブなレベルではつくればつくっただけの効果があるということは客観的にはわかるが、最初にある程度市から提起してもらった方が個人的にやりやすい。

行政改革課長

自治基本条例の位置付けとしては、平成17年12月に策定した行財政対策の後期5か年計画の中で18年度中に制定についての検討をすることとしており、また平成18年度の市政執行方針の中でも策定に向け検討を進めていくこととしている。

横山会長

次回以降の進め方について、事務局と良く考えテーマを考えていきたい。

行政改革課長

次回については7月もしくは8月を予定しており、テーマとあわせ日程を調整したい。

野末委員

まちづくりの憲法であれば、先にある個別法の上に屋根をつける形になるのか。個別法があったうえで理念があとについてくるのか、理念を打ち立てることによって個別法に変更が生じることもやむなしと考えるのか。

横山会長

もともと自治体は政策評価や情報公開などいろいろな施策を展開していくなかで個別条例を整備してきた。このようなことを背景に基本条例をつくろうという流れである。基本条例ができたことによる効果として、今まで行ってきた施策が確認され、さらに推進されていくこともあるし、新たな施策ができて、新しい個別条例ができる可能性もある。

野末委員

函館市における自治基本条例のあり方を検討するにあたって、現状どういう条例があるのかわからない。

横山会長

それは行政側に出してもらうことになる。今後は行政から情報を出してもらったうえで議論していくことになる。

行政改革課長

他都市で一般的に規定している自治基本条例の項目と函館市で個別に制定している条例との関係について次回の資料として提出する。

横山会長

帯広市の場合は、情報共有の中で情報公開や個人情報保護などの細目の検討も行ったが、そのときには情報公開条例や個人情報保護条例、情報共有の方法としてどのようなことを行っているかなどの情報についても提出してもらった。議論するテーマによって資料を提出してもらう。

丸藤委員

窓口が行政改革課ということは、行政改革の流れのなかに自治基本条例があるのか。

行政改革課長

大きな行政運営のあり方として考えている。

丸藤委員

市民のためになるものか。

行政改革課長

行財政改革は市民のために取り組んでいる。

丸藤委員

市民意見を聞くとしていても、一応聞いた状況をつくるものであったりする。市民のためになるものにするよう取り組んでもらいたい。そうであればモチベーションも高まる。

行政改革課長

どのような行政運営が市民に最も良いかを常に考えながら検討を進めていきたい。

本日の懇話会を終了する。

※ 講演の中で、策定委員会としているところと、検討委員会としているところがあるが、同じ意味である。